

質問第二号

マグロ類の輸入に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十二月八日

櫻井 充

参議院議長 斎藤 十朗 殿

マグロ類の輸入に関する質問主意書

FAO（国連食糧農業機関）の政府間協議の中で、マグロ延縄については、資源の保護のため二割から三割の減船が必要であるということでご合意した。

しかし、一方でI C C A T（大西洋マグロ類保存国際委員会）、C C S B T（ミナミマグロ保存委員会）に加盟していない台湾が、便宜置籍漁船を用いて海洋途上国のパナマ、ホンジュラス、ベリーズ、セントビンセント等の国にマグロ漁船を移籍し、それにより獲得したマグロ類を日本の商社を経由して輸出している。

以上の点について以下質問する。

一 現在日本で消費されているマグロ類の中で、輸入されているマグロ類及びそのうちこのような形で輸入されているマグロ類はそれぞれの程度の比率を占めているのか示されたい。

二 日本政府は、このようなマグロ類の輸入をこのまま黙認するのか。それとも、輸入量の規制を設けるのか。もし、輸入量の規制を設けるとすれば、いつ頃までに、どの程度にするのか、具体的に示されたい。

右質問する。